

# かいけつサポートが提供する 法的トラブル 解決サービスとは？

◆裁判によらないで紛争を解決する手続き  
(裁判外紛争解決手続き)の一種です。

※裁判外紛争解決手続きとは、裁判以外の方法で紛争を解決する手段や方法をいいます。英語ではAlternative Dispute Resolution (代替的紛争解決手段)といい、その頭文字をとってADRと呼ばれています。

◆裁判外紛争解決手続きには様々なものがありますが、「かいけつサポート」は、このうち、話し合いにより紛争の解決をめざす民間のサービスで、法務大臣の認証を受けたものです。

[http://www.shiho.or.jp/k\\_support/index.html](http://www.shiho.or.jp/k_support/index.html)

## 掲示事項

### 1. 紛争の分野

紛争の価額が140万円以内の民事に関する紛争(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争)

### 2. 調停人の選任方法

センター長が手続き実施者名簿に登録された者のうちから選任します。

### 3. 調停人の身分・職業

司法書士法第3条第2項に規定する司法書士(認定司法書士)

### 4. 通知・連絡の方法

原則として、配達証明郵便で送付する方法により行います。ただし、調停手続きの期日の通知その他の事務連絡等については、普通郵便、電話、ファクシミリ及び電子メール等の方法で行います。

### 5. 手続きの進め方 ※中面「調停の流れ」チャート図参照

### 6. 手続きを依頼する方法

【申込人】次の方法等により申込みをすることが必要です。

- ①神奈川県司法書士会調停センターの利用相対を受けていること。
- ②調停申込書を提出すること。
- ③所定の資料を提出すること
- ④申込費用及び第1回の期日報酬を納付すること。

【相手方】次の方法等により依頼することが必要です。

- ①調停手続きの依頼をすることを書面の提出、電話等の方法により伝えること。
  - ②センターと利用契約を締結すること。
  - ③所定の資料を提出すること。
- ※センターから申込人及び相手方に各種の連絡をする際は、センターが選任する事件管理者(認定司法書士)から、電話、面談等の方法により必要事項を連絡いたします。

### 7. 相手方への確認

相手方に対し、調停手続を依頼するかどうかの回答を求める書面を送付して確認します。



※回答がない場合は、センターから電話などの方法により調停手続きを依頼するかどうかの意思を確認します。

### 8. 資料の保管について

センターで資料の写しを作成し、原本は原則としてその場で返還いたします(必要な場合は資料を預かる場合もあります)。資料は、施錠された保管庫にて保管いたします。

### 9. 秘密の取扱方法

- ①調停手続きは非公開です。  
※当事者の同意を得て、終了した調停手続きの概要(当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限り)を公表する場合があります。
- ②調停手続きに関与する者には守秘義務が課されています。
- ③調停手続きに関する書面は、施錠された保管庫に保管するなど厳重に管理します。

### 10. 手続きを終了させるための方法

【申込人】申込みを取上げる旨を記載した書面2部をセンターに提出してください。

【相手方】調停手続きから離脱する旨を記載した書面2部をセンターに提出してください。

※手続き実施者の判断により、離脱の意思を再確認する場合があります。

### 11. 報酬・費用について ※中面「費用について」参照

### 12. 苦情の取扱い

- ①神奈川県司法書士会の苦情対応窓口にて対応いたします。
- ②苦情を申立てるとき、所定の苦情申立書を提出する必要があります。
- ③苦情の処理結果については、苦情を申立てた方に書面で通知いたします。

解決してみませんか？

紛争を



かいけつサポート  
認証紛争解決サービス

裁判を  
しないで

話し合いで

神奈川県司法書士会調停センター  
法務省認証 第14号 / 認証年月日 平成20年6月13日

〒231-0024 神奈川県横浜市中区吉浜町1  
TEL:045-641-1553

## 当センターの特長

友人とお金の貸し借りや、家賃をめぐるもめ事など、日々の暮らしの中でのちょっとしたトラブルについて「裁判をしないで解決したい」とお考えの方は、ぜひ「神奈川県司法書士会調停センター」をご利用ください。

「……………」

**夜間、休日にも話し合えます**

**近くで話し合えます**

**手続きは簡単です**

手続きに必要なもの  
 ①ご印鑑(認印可)(利用契約書に押印いただきます。)  
 ②身分証明書(免許証、パスポートなど)  
 ③費用

**手続きのご案内も司法書士がいたします**

## こんな事例がありました

トラブルの内容が140万円以内であれば、ご利用いただけます。

### お金のトラブル…

お金を貸したのだが返してくれない…/自分のギターを売ったのだが、お金を払ってくれない…/知人から借金の返済を迫られています。が今すぐには返せません…



### ご近所とのトラブル…

子供が、近所の人にケガを負わされた…/飼い犬が近所の子に噛み付いてしまいトラブルになっている…/近所の騒音がひどいので、困っている…

### 不動産をめぐるトラブル…

住人が家賃を払ってくれない…/敷金を返してくれない…/地代のごことで、折り合いがつかない…/貸家を修理したいので、住んでる人に出て行ってほしい…



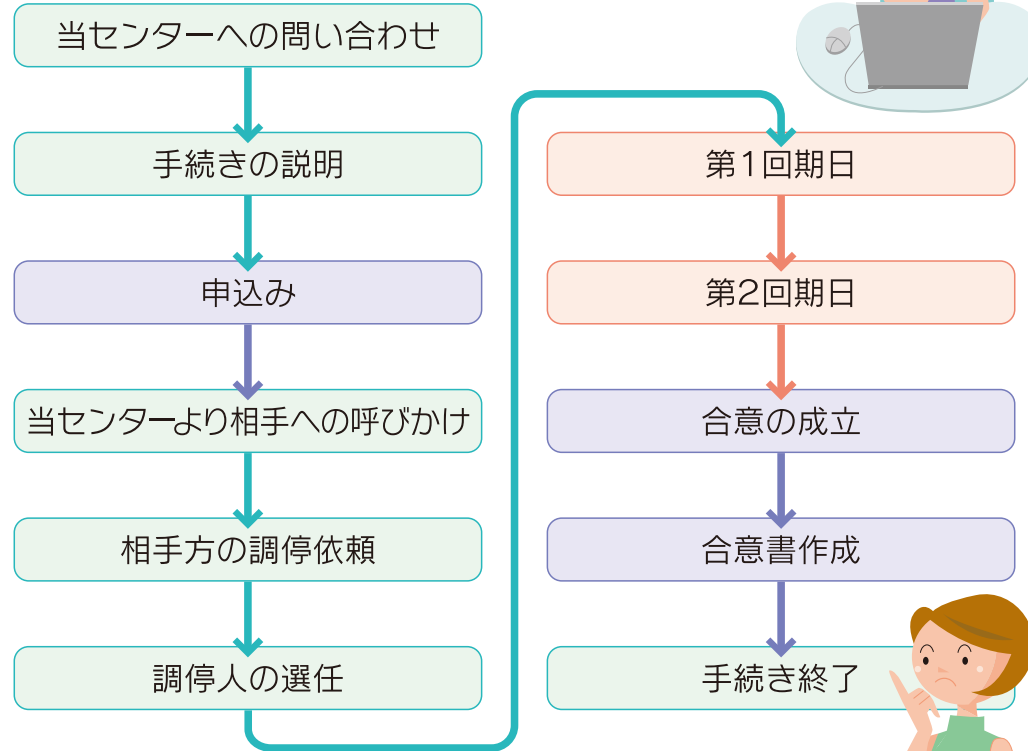
### その他こんなトラブルも…

貸したものを、知人が失くしてしまった…/医者の治療に納得できない…/勤務先から突然退職を迫られた…/同僚から嫌がらせを受け、精神的に参った…

## 調停の流れ

司法書士が調停人として間に入り、当事者双方の話し合いを進めます。

### 当センターの一般的な手続きの流れ



## 費用について

|               | トラブルの内容が30万円以下の場合 | トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合 |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 申込手数料         | 5,000円+消費税        | 20,000円+消費税                |
| 調停1回の費用(期日報酬) | 5,000円+消費税        | 10,000円+消費税                |